川越市の給与・定員管理等について

１　総括

(1)　人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（令和５年１月１日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）令和３年度の人件費率
令和４年度	人 353,183	千円 121,558,311	千円 8,546,758	千円 20,567,183	% 16.9	% 16.2

(2)　職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
令和４年度	人 2,175	千円 8,065,246	千円 2,153,501	千円 3,244,719	千円 13,463,466	千円 6,190	千円 6,293

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。

２　職員数については、令和４年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3)　ラスパイレス指数の状況

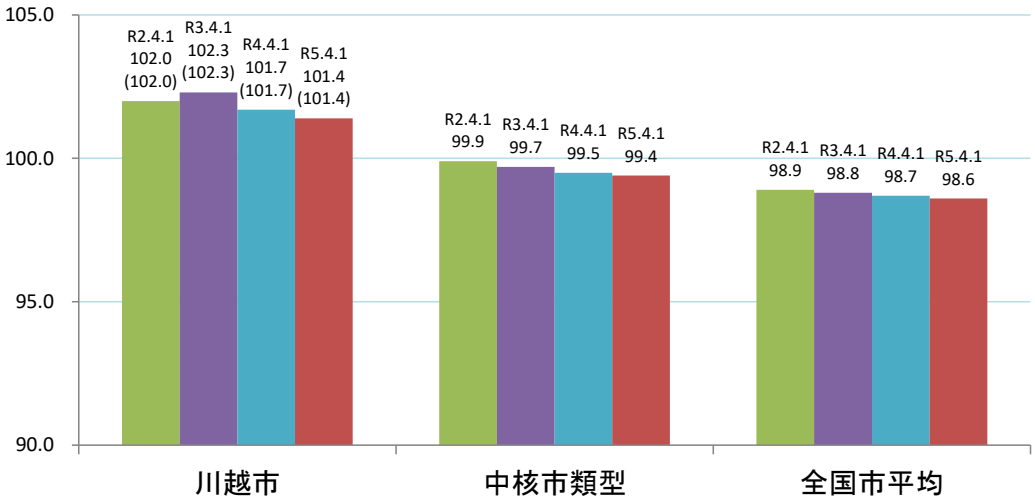

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）　により算出。）

３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※　令和５年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

高齢層職員の昇給抑制措置等が国と異なるため。

⑷　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［　実施　　未実施　］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年４月１日実施。 （内容）行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.3%引下げ。 また、激変緩和のため、５年間（令和３年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。 他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準６％に対し、川越市においても６％を支給。

	見直し後の支給割合（H28.4.1）	令和２年度の支給割合	令和３年度の支給割合	令和４年度の支給割合	令和５年度の支給割合
国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%	6%
川越市の支給割合	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年４月１日実施）

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和５年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
川越市	42.0	321,500	416,900	370,100
埼玉県	41.8	317,507	410,989	365,421
国	42.4	322,487	404,015	－
類似団体	42.1	318,629	414,556	363,483

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
川越市	50.8	291	330,900	378,100	372,700	－	－	－	－
うち調理員	45.6	57	302,800	337,500	333,100	調理師	44.8	269,300	1.25
うち清掃職員	52.9	91	341,500	406,100	392,100	廃棄物処理業	47.3	310,800	1.31
うち用務員	51.8	46	338,100	389,900	383,400	用務員	49.1	241,700	1.61
うち守衛	56.8	3	338,600	490,500	400,200	守衛	55.9	253,500	1.93
うち自動車運転手	52.8	10	354,800	422,900	393,800	自家用乗用自動車運転手	58.6	238,500	1.77
埼玉県	55.9	153	332,633	386,940	369,843	－	－	－	－
国	51.2	1,941	286,942	329,178	－	－	－	－	－
類似団体	50.8	189	319,196	375,461	349,871	－	－	－	－

区　分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
川越市	6,316,900	－	－
うち調理員	5,442,100	3,577,300	1.52
うち清掃職員	6,682,800	4,321,100	1.55
うち用務員	6,395,200	3,253,900	1.97
うち守衛	7,872,000	3,302,500	2.38
うち自動車運転手	6,885,600	3,180,100	2.17

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和2～令和4年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川越市	53.5 歳	373,400 円	499,700 円
埼玉県	42.7 歳	359,575 円	426,491 円
類似団体	46.3 歳	381,556 円	447,103 円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和５年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和５年４月１日現在）

区　分		川越市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	191,700円	194,711円	185,200円
	高校卒	158,900円	161,396円	154,600円
技能労務職	―	164,100円	164,037円	－
高等学校教育職	大学卒	217,565円	217,565円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和５年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,300円	365,600円	389,400円	415,500円
	高校卒	230,200円	321,900円	363,700円	386,700円
技能労務職	―	276,200円	359,100円	377,300円	383,500円
高等学校教育職	大学卒	***,***円	***,***円	***,***円	***,***円

（注）１　高校卒は、当該年数の前後１年の職員を含みます。

２　－は、該当職員がいないものです。

３　＊は、個人の特定を防止するため、非表示としています。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1)　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部　長	18 人	1.4 %	458,400円	527,500円
8級	副部長	46 人	3.5 %	408,100円	468,600円
7級	課　長	64 人	4.9 %	362,900円	444,900円
6級	副課長	141 人	10.8 %	319,200円	410,200円
5級	副主幹	150 人	11.5 %	290,700円	393,000円
4級	主査	407 人	31.1 %	266,000円	381,000円
3級	主任	213 人	16.3 %	234,400円	350,000円
2級	主事・技師	151 人	11.5 %	198,500円	304,200円
1級	主事補・技師補	118 人	9.0 %	150,100円	247,600円

（注）１　川越市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

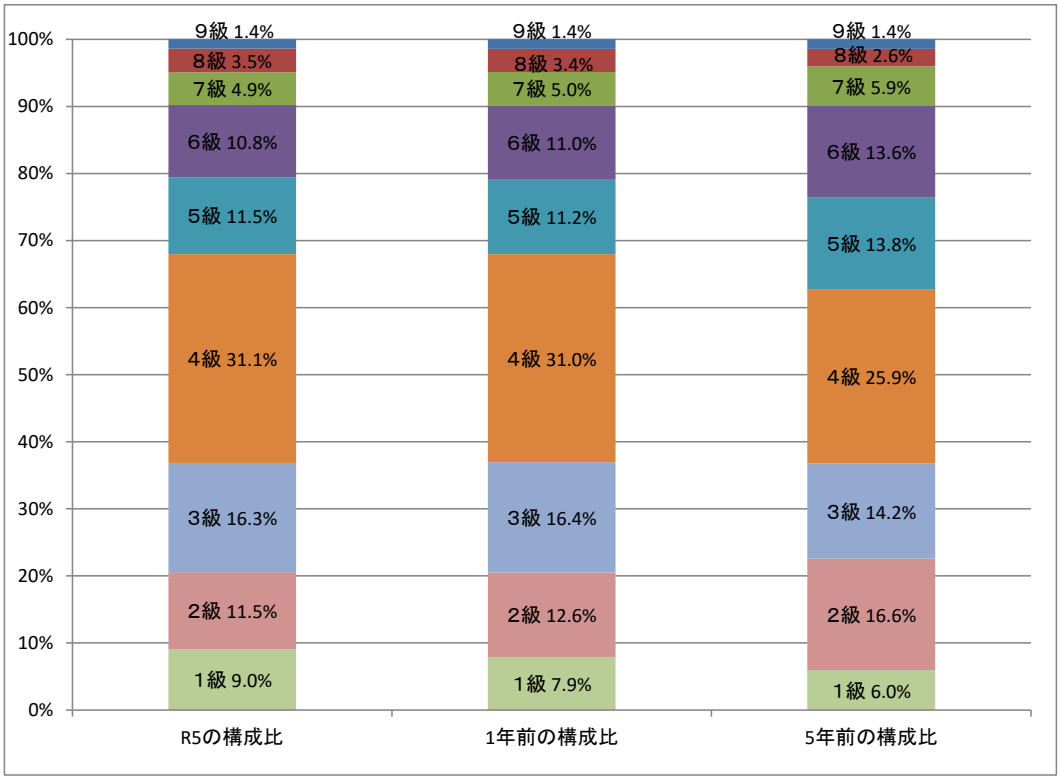

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)

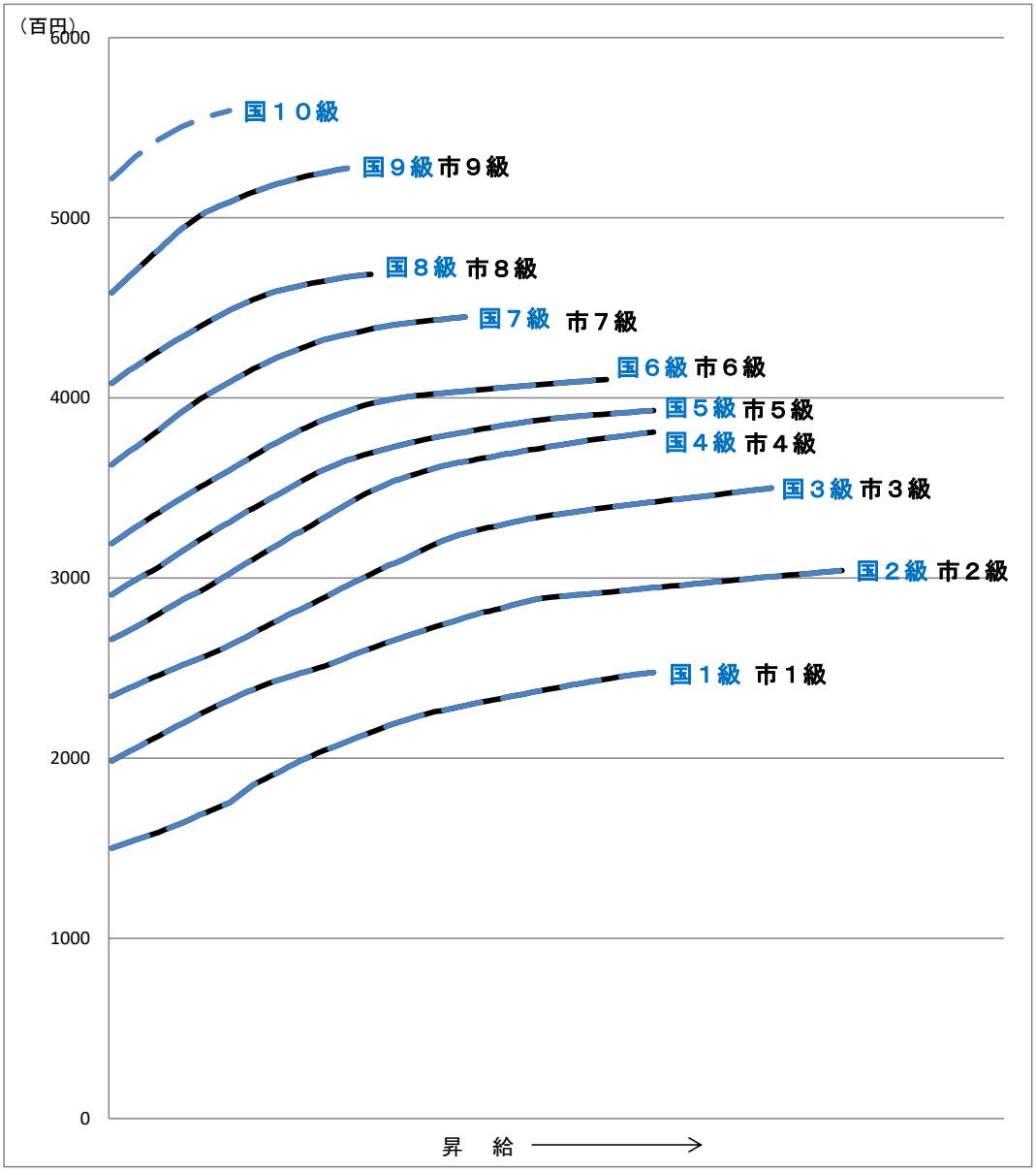

⑶ 昇給への人事評価の活用状況

令和５年度中		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

４　職員の手当の状況

(1)　期末手当・勤勉手当

川越市	埼玉県	国
１人当たり平均支給額（令和４年度） 1,521千円	１人当たり平均支給額（令和４年度） 1,650千円	－
（令和４年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40　月分　2.0　月分 （1.35）月分　（0.95）月分	（令和４年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40　月分　2.0　月分 （1.35）月分　（0.95）月分	（令和４年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40　月分　2.0　月分 （1.35）月分　（0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20% 管理職加算　10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20% 管理職加算　10～25%

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和５年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ　人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)　退職手当(令和5年4月1日現在)

川越市			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575月分	47.709　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（ 2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（ 2%～45%加算）		
１人当たり平均支給額	1,585千円	21,514千円			

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支　給　実　績（令和４年度決算）			529,717 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			239 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
川越市	6%	2,213	6%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和４年度決算）	26,076　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	64　千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和４年度）	17.6%
手当の種類（手当数）	20

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
滞納処分業務手当	市税等の滞納処分にかかる捜索、差押え、公売（インターネットによる公売を除く）又は差押えた債権の取立て業務に従事した職員	市税等の滞納処分にかかる捜索、差押え、公売（インターネットによる公売を除く）又は差押えた債権の取立て業務	615 千円	日額　200円 上限 月 3,000円
医師業務手当	医療職給料表（一）の適用を受ける職員で、職務の級が４級の職員	医師又は歯科医師の業務	3,600 千円	月額　150,000円
	上記以外の医療職給料表（一）の適用を受ける職員	医師又は歯科医師の業務	1,044 千円	月額　87,000円
放射線取扱業務手当	病院等において放射線照射装置を使用して行う撮影等の業務に従事した職員	病院等において放射線照射装置を使用して行う撮影等の業務	73 千円	日額　250円 上限 月 5,000円
感染症防疫業務手当	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護の業務に従事した職員	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護の業務	87 千円	日額　320円 ※　新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した場合は日額3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これに準ずる作業に従事したときは日額4,000円）
	感染症等が発生し、又は発生する恐れのある場合における感染症等の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いのある物件の処理の業務に従事した職員	感染症等が発生し、又は発生する恐れのある場合における感染症等の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いのある物件の処理の業務		
	伝染性疾病等の病原体を保有する獣畜又は保有する疑いのある獣畜に対する防疫の業務に従事した職員	伝染性疾病等の病原体を保有する獣畜又は保有する疑いのある獣畜に対する防疫の業務		
	家畜伝染病予防法第６条又は第30条に規定する業務を補助した職員	家畜伝染病予防法第６条又は第30条に規定する業務の補助		日額　100円
社会福祉業務手当	生活保護にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	生活保護にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務	3,133 千円	日額　150円 上限 月 3,000円
	障害者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	障害者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務		
	高齢者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	高齢者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務		
	家庭児童相談又は児童にかかる措置等の業務に従事した職員	家庭児童相談又は児童にかかる措置等の業務		
	児童発達支援センターにおける生活指導、発達支援、機能回復訓練の業務に従事する職員	児童発達支援センターにおける生活指導、発達支援、機能回復訓練の業務		
	職業センターにおける生活指導又は作業指導の業務に従事した職員	職業センターにおける生活指導又は作業指導の業務		
	みよしの支援センターにおける生活指導又は作業指導の業務に従事した職員	みよしの支援センターにおける生活指導又は作業指導の業務		
精神保健福祉業務手当	精神障害若しくはその疑いのある者についての調査、診察若しくは診察の立会い又は精神障害者の入院のための移送の業務に従事した職員	精神障害若しくはその疑いのある者についての調査、診察若しくは診察の立会い又は精神障害者の入院のための移送の業務	164 千円	日額　320円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
犬捕獲等業務手当	犬の捕獲、収容、抑留又は移送の業務に従事した職員	犬の捕獲、収容、抑留又は移送の業務	4 千円	日額　400円
試験等業務手当	次に掲げる業務に従事した職員 １　人体に有害なガスの発生を伴う業務 ２　特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 ３　病理細菌を取り扱う業務 ４　毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務（人体に有害なガス及び特に危険性を有する薬品を直接採取し、又は検査する業務を伴うものに限る。）	１　人体に有害なガスの発生を伴う業務 ２　特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 ３　病理細菌を取り扱う業務 ４　毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務（人体に有害なガス及び特に危険性を有する薬品を直接採取し、又は検査する業務を伴うものに限る。）	356 千円	日額　300円
公害調査等業務手当	ガス、粉じん等の有害物、高熱、騒音等を発散する場所での環境の調査又は指導等の業務に従事した職員	ガス、粉じん等の有害物、高熱、騒音等を発散する場所での環境の調査又は指導等の業務	206 千円	日額　370円
	有毒物に汚染されている恐れのある場所での環境の調査又は指導等の業務に従事した職員	有毒物に汚染されている恐れのある場所での環境の調査又は指導等の業務		
	産業廃棄物の処理等にかかる現地における環境の調査又は指導等の業務に従事した職員	産業廃棄物の処理等にかかる現地における環境の調査又は指導等の業務		
公園等管理危険作業手当	公園又は学校で主として動力機器を使用しての草刈、樹木の剪定又は伐採、蜂の巣の駆除、アメリカシロヒトリの防除、除草剤の散布等の作業に従事した職員	公園又は学校で主として動力機器を使用しての草刈、樹木の剪定又は伐採、蜂の巣の駆除、アメリカシロヒトリの防除、除草剤の散布等の作業	449 千円	日額　110円
	上記の他公園内において著しく不快な業務に従事した職員	上記の他公園内において著しく不快な業務		
行旅死亡人収容業務手当	行旅死亡人の収容業務に従事した職員	行旅死亡人の収容業務	45 千円	１回　3,000円
特殊車両運転手当	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務に従事した職員	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務	2,828 千円	日額　200円 上限　月 3,000円
	道路交通法施行規則第２条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が５t以上のもの又は最大積載量が３t以上のもの）の運転の業務に従事した職員	道路交通法施行規則第２条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が５t以上のもの又は最大積載量が３t以上のもの）の運転の業務		
し尿処理作業手当	し尿処理施設に勤務し、機械の運転管理、保守点検作業等に従事した職員	し尿処理施設に勤務し、機械の運転管理、保守点検作業等	75 千円	日額　220円
し尿作業手当	し尿の収集処理、し尿の投入口での作業又は汚物作業に従事した職員	し尿の収集処理、し尿の投入口での作業又は汚物作業	20 千円	日額　430円
道路等作業手当	道路上での維持管理作業に従事した職員	道路上での維持管理作業	404 千円	日額　150円
犬猫死体処理業務手当	犬猫の死体処理作業に従事した職員	犬猫の死体処理作業	317 千円	１回　200円
調理機器等整備業務手当	調理機器の修理及びボイラーの整備作業に従事した職員	調理機器の修理及びボイラーの整備作業	100 千円	日額　110円
塵芥作業手当	塵芥の収集処理の作業に従事した職員	塵芥の収集処理の作業	6,233 千円	日額　400円
教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務に従事した職員	学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務	5,988 千円	日額 7,500円から16,000円まで
	修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務に従事した職員	修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務		日額　5,100円
	対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務に従事した職員	対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務		日額　5,100円
	学校の管理下において行われる部活動における指導業務に従事した職員	学校の管理下において行われる部活動における指導業務		日額　3,600円
	学校の入学者の選抜に関する業務に従事した職員	学校の入学者の選抜に関する業務		日額　900円
教員業務連絡指導手当	主任等に充てられた教諭等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに従事した職員	主任等に充てられた教諭等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもの	335 千円	日額　200円

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令和４年度決算)	762,641 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	412 千円
支 給 実 績 (令和３年度決算)	766,432 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	415 千円

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）
扶養手当	配偶者　課長級以下の場合 6,500円 副部長級の場合 3,500円 子 1人につき 10,000円 父母等（配偶者及び子以外の扶養親族） 課長級以下の場合 1人につき 6,500円 副部長級の場合 1人につき 3,500円	同じ		205,824千円	234千円
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内 1,000円 上記以外 500円	異なる	【国】 貸家・貸間 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給。また、家賃が16,000円以下の場合には不支給。	157,927千円	124千円
初任給調整手当	診療所及び保健所に勤務する医師及び歯科医師に対し、採用後の期間に応じ、308,600円を超えない範囲内で支給	同じ		4,010千円	2,005千円
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり55,000円を限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	異なる	【国】 交通用具に係る距離区分及び支給額が異なる。	169,993千円	88千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		630千円	53千円
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 4,200円 ※勤務時間が5時間未満の場合 勤務1回につき 2,100円	同じ		0円	0円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た金額を支給	同じ		26,726千円	50千円
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		205,803千円	611千円
義務教育等教員特別手当	教育職員に対し、給料の号給に応じた額（5,000円～20,200円）を支給			3,478千円	64千円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合②災害への対処等の臨時・緊急の必要により平日深夜に勤務した場合に支給 部長級 12,000円(18,000円)【6,000円】 副部長級 10,000円(15,000円)【5,000円】 課長級 8,000円(12,000円)【4,000円】 副課長級 6,000円(9,000円)【3,000円】 ※( )内は①で勤務時間が6時間を超える場合の額 ※【 】内は②の場合の額	同じ		6,353千円	31千円

（注） 教育職員（市立川越高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手）の手当は、埼玉県教育職員の例によっているため、上記と異なる場合がある。

５　特別職の報酬等の状況（令和５年４月１日現在）

区分		給料月額等		
			（参考）類似団体における最高／最低額	
給料	市長	1,073,000 円	1,206,000 円 ／	707,000 円
	副市長	896,000 円	974,000 円 ／	696,000 円
報酬	議長	641,000 円	827,000 円 ／	584,000 円
	副議長	588,000 円	748,000 円 ／	504,000 円
	議員	576,000 円	700,000 円 ／	475,000 円
期末手当	市長 副市長	（令和４年度支給割合） 4.4月分		
	議長 副議長 議員	（令和４年度支給割合） 4.4月分		
地域手当	市長 副市長	給料月額の6%		
退職手当		（算定方法）	（１期の手当額）	（支給時期）
	市長	1,073,000円×在職月数×0.45	23,176,800円	任期ごと
	副市長	896,000円×在職月数×0.35	15,052,800円	任期ごと

６　職員数の状況

(1)　部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門		区分	職員数 令和4年	職員数 令和5年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般会計部門	議会	13	13	0	
		総務	362	368	6	行財政改革の推進 安全衛生事務の体制強化 マイナンバーカード事務の体制強化
		税務	92	97	5	マイナンバーカードによる納税証明発行事務の体制強化
		民生	559	564	5	障害者支援計画策定及び事業所指定等事務の体制強化 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定 保育所の体制強化
		衛生	321	323	2	環境政策の体制強化 小児慢性特定疾病事務等の体制強化
		労働	5	5	0	
		農林水産	32	34	2	グリーンツーリズム拠点施設の設置
		商工	35	38	3	企業立地の推進
		土木	239	245	6	小中学校空調工事対応 企業立地に係る土地利用計画、都市マスタープラン改正 防災公園整備事業の推進
		小計	1,658	1,687	29	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数47.77人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 47.28人
	教育部門		468	470	2	会計年度任用職員関係事務 学童保育室の管理運営体制の強化 公民館移転 高等学校教育体制の強化
	小計		2,126	2,157	31	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 61.07人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 64.88人
公営企業等会計部門		水道	71	69	-2	債権管理事務の整理終了
		下水道	67	68	1	農業集落排水事業の公営企業会計化の推進
		その他	71	73	2	保健事業と介護予防事業の一体的実施圏域拡大
		小計	209	210	1	
合計			2,335 [2,437]	2,367 [2,437]	32 [0]	〈参考〉人口1万人当たりの職員数 67.02人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。

２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）

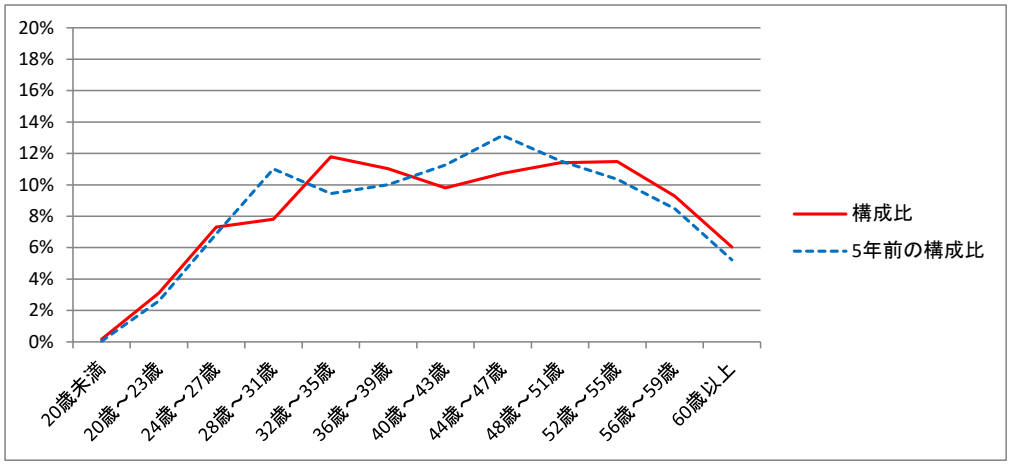

区分	20歳～未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳～以上	計
職員数（人）	4	74	173	185	279	261	232	254	270	272	220	143	2,367

(3) 職員数の推移

年度／部門別	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	1,634	1,639	1,657	1,642	1,658	1,687	53 (3.2%)
教育	450	445	455	466	468	470	20 (4.4%)
普通会計　計	2,084	2,084	2,112	2,108	2,126	2,157	73 (3.5%)
公営企業等会計　計	214	215	215	210	209	210	−4 (−1.9%)
総合計	2,298	2,299	2,327	2,318	2,335	2,367	69 (3.0%)

７　公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和３年度の総費用に占める職員給与費比率
令和４年度	千円 5,851,132	千円 372,932	千円 410,612	% 7.0	% 7.0

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費131,736,774円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
令和４年度	人 70	千円 274,829	千円 54,575	千円 111,367	千円 440,771	千円 6,297	千円 6,018

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
２　職員数については、令和５年３月３１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越市	43.5 歳	375,498円	524,729円
団体平均	45.7 歳	335,310円	500,619円

（注）１　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
２　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

川越市	団体平均
１人当たり平均支給額（令和４年度） 1,568 千円	１人当たり平均支給額（令和４年度） 1,438 千円
（令和４年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40月分　2.00月分 （1.35）月分　（0.95）月分	－
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20%	－

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和５年４月１日現在）

川越市			団体平均
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（ 2%～20%加算）			
１人当たり平均支給額		18,377千円	１人当たり平均支給額　8,676千円

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（令和５年４月１日現在）

支　給　実　績（令和４年度決算）			17,680 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）			249,014円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
川越市	6%	70	6%

エ　特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和４年度決算）	95 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	47,850円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和４年度）	2.8%
手当の種類（手当数）	2

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和４年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊車両運転手当	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務に従事した職員	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務	61 千円	日額　200円 上限 月 3,000円
	道路交通法施行規則第２条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が５t以上のもの又は最大積載量が３t以上のもの）の運転の業務に従事した職員	道路交通法施行規則第２条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が５t以上のもの又は最大積載量が３t以上のもの）の運転の業務		
水道管路維持作業手当	上水道管路の修繕等に従事した職員	上水道管路の修繕等の業務	34 千円	日額　150円 上限 月 3,300円
	石綿管の改修作業等に従事した職員	石綿管の改修作業等の業務	―	日額　370円 上限 月 3,300円

オ　時間外勤務手当

支 給 実 績（ 令和４年度決算 ）	12,457 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	211 千円
支 給 実 績（ 令和３年度決算 ）	11,793 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	200 千円

（注）１　時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。
２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を除く。

カ　その他の手当（令和５年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和４年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和４年度決算）
扶養手当	配偶者　課長級以下の場合　6,500円 副部長級の場合　3,500円 子　1人につき 10,000円 父母等（配偶者及び子以外の扶養親族） 課長級以下の場合　1人につき 6,500円 副部長級の場合　1人につき 3,500円	同じ		6,815 千円	219,854円
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内　1,000円 上記以外　500円	同じ		4,406 千円	115,955円
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり55,000円を限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	同じ		6,107 千円	96,944円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		―	―
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき　4,200円 ※勤務時間が5時間未満の場合 勤務1回につき　2,100円	同じ		―	―
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た金額を支給	同じ		171 千円	24,442円
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級　75,000円 副部長級　61,000円 課長級　55,000円 副課長級　45,000円	同じ		6,996 千円	636,000円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合②災害への対処等の臨時・緊急の必要により平日深夜に勤務した場合に支給 部長級　12,000円(18,000円)【6,000円】 副部長級　10,000円(15,000円)【5,000円】 課長級　8,000円(12,000円)【4,000円】 副課長級　6,000円(9,000円)【3,000円】 ※( )内は①で勤務時間が６時間を超える場合の額 ※【　】内は②の場合の額	同じ		207 千円	29,571円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和３年度の総費用に占める職員給与費比率
令和４年度	千円 5,706,368	千円 160,554	千円 337,116	% 5.9	% 5.8

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費　135,891,812円を含まない。

区分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
令和４年度	人 63	千円 246,021	千円 44,124	千円 101,766	千円 391,911

(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,221	千円 5,935

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
２　職員数については、令和５年３月３１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越市	43.8 歳	369,669円	517,183円
団体平均	44.3 歳	330,766円	493,186円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

川越市	団体平均
１人当たり平均支給額（令和４年度） 1,615 千円	１人当たり平均支給額（令和４年度） 1,425 千円
（令和４年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40月分　2.00月分 （1.35）月分　（0.95）月分	－
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20%	－

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和５年４月１日現在）

川越市			団体平均
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（ 2%～20%加算）			
１人当たり平均支給額		0千円	１人当たり平均支給額　6,237千円

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（令和５年４月１日現在）

支　給　実　績（令和４年度決算）		15,432 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）		244,959円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
川越市	6%	64	6%

エ　特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和４年度決算）	1,314 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	77,298円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和４年度）	27.0%
手当の種類（手当数）	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和４年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊車両運転手当	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務に従事した職員	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務	128 千円	日額　200円 上限 月 3,000円
	道路交通法施行規則第２条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が５t以上のもの又は最大積載量が３t以上のもの）の運転の業務に従事した職員	道路交通法施行規則第２条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が５t以上のもの又は最大積載量が３t以上のもの）の運転の業務		
下水道管路維持作業手当	下水管路及び下水ポンプ場の維持管理業務に従事した職員	下水管路及び下水ポンプ場の維持管理業務	1,159 千円	日額　420円
排水等調査指導手当	工場排水等の調査において排水の採取等に従事した職員	工場排水等の調査における排水の採取等の業務	27 千円	日額　370円
下水道使用料滞納処分業務手当	下水道使用料の滞納処分に係る捜索、差押え、公売又は差し押さえた債権の取立ての業務に従事した職員	下水道使用料の滞納処分に係る捜索、差押え、公売又は差し押さえた債権の取立ての業務	―	日額　200円 上限 月 3,000円
下水道事業受益者負担金滞納処分業務手当	下水道事業受益者負担金の滞納処分に係る捜索、差押え、公売又は差し押さえた債権の取立ての業務に従事した職員	下水道事業受益者負担金の滞納処分に係る捜索、差押え、公売又は差し押さえた債権の取立ての業務	―	日額　200円 上限 月 3,000円

オ　時間外勤務手当

支 給 実 績（ 令和４年度決算 ）	8,833 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	149 千円
支 給 実 績（ 令和３年度決算 ）	12,335 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	213 千円

（注）１　時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。
２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を除く。

カ　その他の手当（令和５年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和４年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和４年度決算）
扶養手当	配偶者　課長級以下の場合　6,500円 副部長級の場合　3,500円 子　1人につき 10,000円 父母等（配偶者及び子以外の扶養親族） 課長級以下の場合　1人につき 6,500円 副部長級の場合　1人につき 3,500円	同じ		7,584 千円	261,517円
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内　1,000円 上記以外　500円	同じ		3,528 千円	88,200円
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり55,000円を限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	同じ		3,636 千円	64,946円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		―	―
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき　4,200円 ※勤務時間が5時間未満の場合 勤務1回につき　2,100円	同じ		―	―
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た金額を支給	同じ		126 千円	21,135円
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級　75,000円 副部長級　61,000円 課長級　55,000円 副課長級　45,000円	同じ		3,600 千円	600,000円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合②災害への対処等の臨時・緊急の必要により平日深夜に勤務した場合に支給 部長級　12,000円(18,000円)【6,000円】 副部長級　10,000円(15,000円)【5,000円】 課長級　8,000円(12,000円)【4,000円】 副課長級　6,000円(9,000円)【3,000円】 ※( )内は①で勤務時間が６時間を超える場合の額 ※【　】内は②の場合の額	同じ		68 千円	17,000円